

通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について

8 貿局第365号 平成8年9月4日 貿易局

最終改正 輸出注意事項20第28号 平成20・10・17

貿局第4号 平成20年10月31日 経済産業省貿易経済協力局

通常兵器関連貨物・技術については、別記1に該当する貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする場合は、輸出許可又は役務取引許可申請に際して別記2に従った書類及び別記3の誓約書を輸出許可又は役務取引許可申請の添付書類として提出してください。

なお、本件は平成8年9月13日から実施する。

また、「戦略物資・技術の輸出管理について」（平成6年6月29日付け6 貿局第228号）は、平成8年9月12日限り、廃止します。

記

別記1

- 1 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の5から14までの項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の5から14までの項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第4に掲げる地域又はアフガニスタンを技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの
- 2 付表に掲げる技術若しくは外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は「輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物」(平成13年経済産業省告示第758号)に掲げる貨物若しくは輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域並びに輸出令別表第4に掲げる地域及びアフガニスタン以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの(技術を利用する者又は貨物の需要者(以下「需要者等」という。)が確定していない場合(役務取引許可又は輸出許可の申請時に需要者等を特定することができない場合であり、需要者等との間に注文若しくは契約又はこれらに準ずるものがある場合には、これに該当しない。以下同じ。)に限る。)
- 3 外為令別表の15の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を技術の提供地又は貨物の仕向地とするもの
- 4 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供を目的とする取引又は輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出であって、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を提供地又は仕向地とするもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 外為令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供 を目的とする取引にあつては、
 - ① 輸出令別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二ハ及び第四号ハの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合(平成20年経済産業省告示第187号。以下(「通常兵器開発等告示」という。))の規定に該当するとき
 - ② 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第1項第三号の二ニ又は第四号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき
 - (2) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出にあつては、
 - ① 輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のため

めに用いられるおそれがある場合を定める省令(平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。)の規定に該当するとき

- ② 輸出令第4条第1項第三号ニ又は第四号ニの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

別記2

需要者等が確定している場合は、

- ① 需要者等の所在地、事業内容、組織、資本関係(特に別記1の1、3及び4の場合にあつては、資本関係や役員構成等において、軍との関係がないことを示す書類)、主な販売先等に係る説明書

- ② 需要者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿等の公式文書
また、需要者等が確定していない場合は、

- ① 技術の提供を目的とする取引の相手方又は貨物の輸入者(以下「輸入者等」という。)から自己の所在地、事業内容、組織、資本関係、主な販売先等に係る説明書

- ② 輸入者等の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿等の公式文書

- ③ 輸入者等から当該貨物・技術の保管方法、保管場所等についての説明書

を、可能な限り取得することに努める。

別記3

1 需要者等が確定している場合(別記1の1又は3に該当する場合)

(1) 需要者等の誓約書

- ① 輸入者等及び需要者等の名称及び所在地

- ② 当該貨物又は技術の設置又は使用の場所及び目的

- ③ 用途の限定(民生用途に限る。)

- ④ 貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供の制限(当該貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物の再販売、再移転若しくは再輸出又は技術の再提供をする場合には、技術の提供者又は貨物の輸出者(以下「輸出者等」という。)の事前同意を得る。)

- ⑤ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(2) 輸出者等の誓約書

- ① 需要者等から再販売、再移転若しくは再輸出又

は技術の再提供のための事前同意を求められた場合には、経済産業省の事前同意を得る。

- ② 需要者等が誓約書に違反したことを知った場合には、直ちに、経済産業省に報告する。

2 需要者等が確定していない場合(別記1の1又は3に該当する場合)

(1) 輸入者等の誓約書

- ① 輸入者等の名称及び所在地

- ② 当該貨物の保管場所(当該貨物を当該保管場所において厳重に管理する。)

- ③ 予定される貨物の販売先若しくは移転先又は技術の提供先(国名、企業名等を特定すること。なお、特定することができない場合は、予想される販売先若しくは移転先又は提供先を国名、企業名等可能な範囲で例示すること。)

- ④ 当該貨物の販売対象若しくは移転対象又は当該技術の提供対象の限定

(当該貨物又は技術を販売若しくは移転又は提供する対象は、民生用途に限る。需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合には、需要者等の概要説明等を輸出者等に提出し、その販売若しくは移転又は提供について輸出者等の事前同意を得る。)

- ⑤ 用途の限定(民生用途に限る。)

⑥ 貨物の再輸出又は技術の国外への再提供の制限

(当該貨物の再輸出又は技術の国外への再提供をしない。なお、やむを得ず、当該貨物の再輸出又は技術の国外への再提供をする場合には需要者等の概要説明等を輸出者等に提出し、その再輸出又は技術の国外への再提供についての輸出者等の事前同意を得る。)

⑦ 需要者等が確定した時点で需要者等から、別記3の1(1)の内容を満たす誓約書を取得し、輸出者等に提出する。

⑧ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(2) 輸出者等の誓約書

輸入者等が以下の行為を行う場合に、需要者等の概要説明等を経済産業省に提出し、事前同意を得る。

① 需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合

② 当該貨物の再輸出又は技術の国外への再提供の場合

3 需要者等が確定していない場合(別記1の2に該当する場合)

(1) 輸入者等の誓約書

① 輸入者等の名称及び所在地

② 当該貨物の保管場所(当該貨物を当該保管場所において厳重に管理する。)

③ 予定される貨物の販売先若しくは移転先又は技術の提供先(国名、企業名等を特定すること。なお、特定することができない場合は、予想される販売先若しくは移転先又は提供先を国名、企業名等可能な範囲で例示すること。)

④ 需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合には、需要者等の名称及び所在地、当該貨物又は技術の設置又は使用の場所及び目的を盛り込んだ文書を取得の上、輸出者等に提出し、その販売若しくは移転又は提供について輸出者等の事前同意を得る。

⑤ 代表者によるサイン、肩書き、日付

(2) 輸出者等の誓約書

需要者等が確定し、販売若しくは移転又は提供を行う場合には、需要者等の概要説明等を経済産業省に提出し、事前同意を得る。

4 その他

(1) 必要に応じ輸出者等に対し、追加して誓約書を提出するように求めることがある。

(2) 貨物等省令第7条第三号ハ又はホに該当する貨物

の輸出については、1又は2に規定する誓約事項に

代え、他の誓約事項を盛り込んだ誓約書の提出を求

める場合がある。

付表

1 外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第二号に該当するもの

2 外為令別表の5の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第二号に該当するもの

3 外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの

4 外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第8項に該当するもの

5 外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第18条第1項第一号又は第三号に該当するもの

6 外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第一号又は第三号に該当するもの

7 外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第一号又は第三号に該当するもの

8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第一号ロ又は第三号ロに該当するもの

9 外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第一号、第五号、第十一号又は第十

四号に該当するもの

- 10 外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第一号、第二号、第四号又は第六号に該当するもの
- 11 外為令別表の10の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第2項第二号又は第四号に該当するもの
- 12 外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第5項第二号に該当するもの
- 13 外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第1項第一号又は第三号に該当するもの
- 14 外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第2項第一号に該当するもの
- 15 外為令別表の11の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第3項第二号に該当するもの
- 16 外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であって、貨物等省令第23条第4項第一号、第二号イからニまで若しくはト、第三号、第五号チ又は第七号に該当するもの
- 17 外為令別表の12の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第24条第1項第一号に該当するもの
- 18 外為令別表の12の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第24条第3項に該当するもの
- 19 外為令別表の13の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第1項第一号から第三号又は第五号に該当するもの
- 20 外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第二号、第三号イ若しくはハ又は第四号に該当するもの
- 21 外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第二号に該当するプログラム又は同号イからニまで、ト若しくはチに該当するもの